

名古屋都市計画道路の変更(愛知県決定)

都市計画道路中3・4・266号愛西津島線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・266	愛西津島線	愛西市町方町北堤外	津島市今市場町4丁目	愛西市見越町前田	約2,130m	地表式	2車線	16m	名鉄津島線と立体交差幹線街路と平面交差4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・4・753号橋詰見越線を全線廃止する(愛西市決定)。

上述の変更に伴い、3・4・266号愛西津島線の構造を変更するものである。

理 由 書

(名古屋都市計画道路 3・4・266 号愛西津島線)

1. 変更の概要

愛知県都市計画道路見直し方針(平成 30 年 8 月策定)に基づき、その必要性等を検証した結果、3・4・266 号愛西津島線について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

構造の変更

路線名：3・4・266 号愛西津島線

変更内容：構造の変更

変更概要：3・4・753 号橋詰見越線の廃止(愛西市決定)に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を 5 箇所から 4 箇所に変更する。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 4 箇所	幹線街路と平面交差 5 箇所

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更に至る経緯

愛知県は、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備することで、暮らしやすい市街地の形成や産業の発展などに大きく寄与してきました。

その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。

このような状況の中、愛知県は未着手の都市計画道路の必要性などを検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針(平成 30 年 8 月)」を公表しました。

愛西市においても 10 路線 10.65 km (約 33%) が整備されたものの 16 路線 21.66 km (約 67%) が整備されていない状況です。

そこで愛西市では県方針に基づき、未整備区間を含む都市計画道路の必要性等の検証を行い、令和 4 年 8 月には地元説明会を実施し、地元等との調整を行い、調整の整った路線について廃止の手続きを進めています。

(2) 上位計画との整合

愛知県では、「名古屋都市計画区域マスタープラン(平成 31 年 3 月)」において、都市計画道路は社会経済情勢などの変化を踏まえ、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを行う方針としております。

また、「愛西市都市計画マスタープラン(令和 3 年 3 月)」においても、長期にわたって未着手となっている路線については、計画の必要性、周辺の環境への影響等の検証結果によっ

て見直しを行うこととしています。

(3) 都市計画変更の理由と内容

構造の変更

3・4・266号愛西津島線

3・4・753号橋詰見越線の廃止（愛西市決定）に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を5箇所から4箇所に変更します。

名古屋都市計画道路の変更

総括図 縮尺1/15,000

3・4・266号 愛西津島線 (県決定)

3・4・753号 橋詰見越線 (市決定)

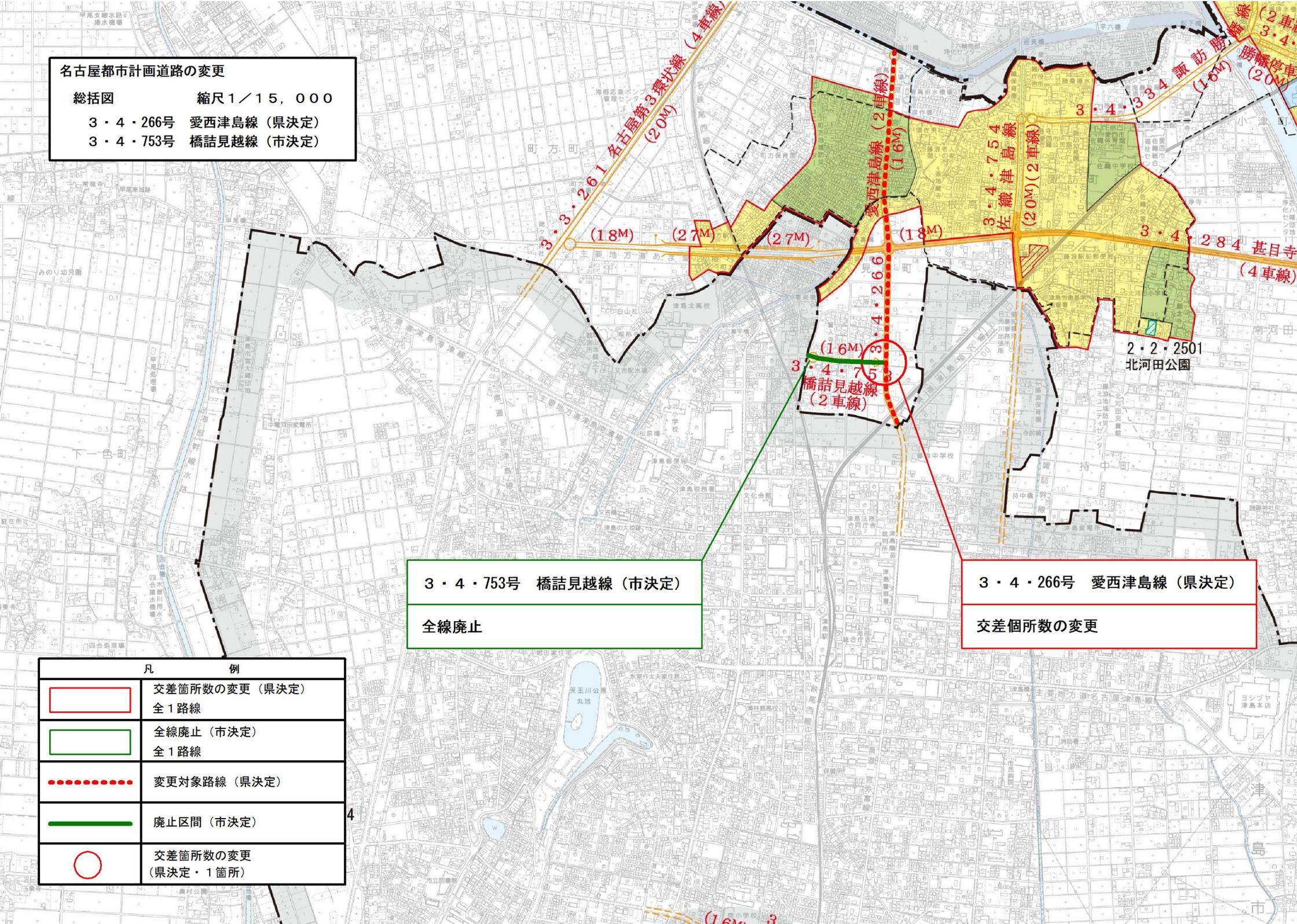
3・4・753号 橋詰見越線 (市決定)

全線廃止

3・4・266号 愛西津島線 (県決定)

交差箇所数の変更

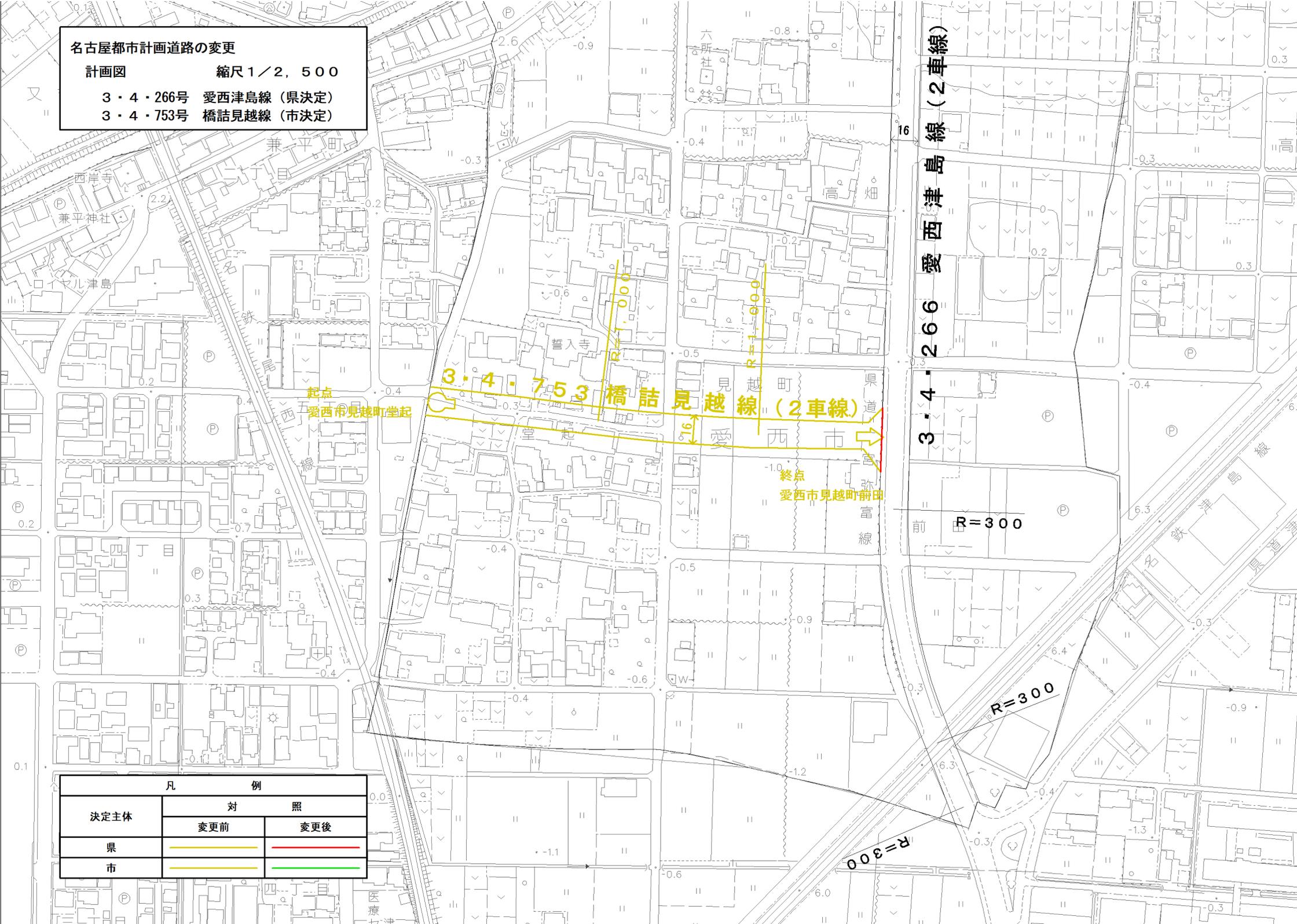
凡	例
	交差箇所数の変更 (県決定) 全1路線
	全線廃止 (市決定) 全1路線
	変更対象路線 (県決定)
	廃止区間 (市決定)
	交差箇所数の変更 (県決定・1箇所)



名古屋都市計画道路の変更

計画図 縮尺 1/2, 500

- 3・4・266号 愛西津島線 (県決定)
- 3・4・753号 橋詰見越線 (市決定)



起点
愛西市見越町堂起

3・4・753 橋詰見越線 (2車線)

終点
愛西市見越町前田

3・4・266 愛西津島線 (2車線)

R=300

R=300

R=300

凡 例		
決定主体	対 照	
	変更前	変更後
県		
市		